

## 令和6年分 住宅借入金等特別控除チェック表

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に入居した場合)

氏名 \_\_\_\_\_

(共有者： \_\_\_\_\_)

## 1 適用対象となる増改築等の要件①

※ 確認欄の全てにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

適用要件①	確認すべき内容	確認欄
増改築等をした日から6か月以内に入居しており、本年の12月31日（死亡した場合は、その日）まで引き続き居住の用に供していること		<input type="checkbox"/>
自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について行う増改築等であること	「登記事項証明書」の権利者情報	<input type="checkbox"/>
増改築等をした後の家屋の床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること	「登記事項証明書」の床面積と「計算明細書」に記載された居住割合	<input type="checkbox"/>
家屋の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）が50㎡以上であること	「登記事項証明書」の床面積	<input type="checkbox"/>
本年分の合計所得金額が、2,000万円以下であること（退職・山林+分離譲渡（特別控除前、損益通算後、繰越控除前で判定））	確定申告書	<input type="checkbox"/>
増改築等の額（その増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額）が100万円を超えており、その2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること	「契約書」の工事費用と居住割合	<input type="checkbox"/>
10年以上の償還期間を有する住宅ローンによって増改築等をしていること	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の償還期間	<input type="checkbox"/>
使用者又は事業団体からの住宅借入金の利息が無利息又は低金利（年0.2%未満）でないこと	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の住宅借入金等の金額と償還期間	<input type="checkbox"/>
入居した年及びその年の前2年・後3年以内において、譲渡所得の課税の特例を受けていない（受ける予定がない）こと	確定申告書	<input type="checkbox"/>
2以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅である）こと		<input type="checkbox"/>

## 2 適用対象となる増改築等の要件②

※ 確認欄の全てにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

適用要件②	確認すべき内容	確認欄
以下のいずれかの増改築等に該当すること		<input type="checkbox"/>
1 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事	「建築確認済証」、「検査済証」、「増改築等工事証明書」に記載された事項	
2 マンションなどの区分所有建物のうち、その人が区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕・模様替えの工事（1に該当するものを除きます。）	建築士等が作成する「増改築等工事証明書」に記載された事項	
3 家屋（マンションなどの区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕・模様替えの工事（1及び2に該当するものを除きます。）		
4 建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕・模様替えの工事（1～3に該当するものを除きます。）		
5 一定のバリアフリー改修工事 （1～4に該当するものを除きます。その増改築等をした部分を平成19年4月1日以後に居住の用に供した場合に限ります。）		
6 一定の省エネ改修工事（1～5に該当するものを除きます。その増改築等をした部分を平成20年4月1日以後に居住の用に供した場合に限ります。）		

※ 「建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え」とは、家屋の壁（建築物の構造上重要でない間仕切壁を除きます。）、柱（間柱を除きます。）、床（最下階の床を除きます。）、はり、屋根又は階段（屋外階段を除きます。）のいずれか一以上について行う過半の修繕・模様替えをいいます。

# ★ 必要書類

II

※ □は提出すべき書類、(□)は該当する場合に提出すべき書類、【□】は申告書の作成に必要な書類(提出の必要はありません。)です。

番号	書類の名称	確認欄
①	<p>家屋の登記事項証明書(法務局で交付を受けられます。)</p> <p>※ 計算明細書へ不動産番号を記載することで登記事項証明書の提出に代えることができます。            なお、税務署等の相談会場で計算明細書を作成する場合には、登記事項証明書を持参してください。</p>	<input type="checkbox"/>
②	<p>請負契約書(写)<sup>(注)</sup>など、増改築等の年月日、工事費用の額及び契約年月日を明らかにする書類(収入印紙の貼付があるもの。)</p> <p>※ 1 追加工事があった場合は、追加工事に係る請負契約書(写)も併せて必要です。            2 請負契約書がない場合は、増改築等の年月日、工事費用の額及び契約年月日が分かる請求書及び領収証等の写しが必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
③	<p>【補助金等がある場合】</p> <p>国又は地方公共団体から受ける補助金等の名称や金額を明らかにする書類</p> <p>※ 申告するときまでに交付されていない補助金等がある場合は、交付見込額を確認してください。</p>	( <input type="checkbox"/> )
④	<p>【贈与がある場合】</p> <p>住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた額を明らかにする書類(贈与税の申告書の写しなど)</p> <p>※ 1 増改築等の工事費用の額から贈与の特例を受けた金額を差し引く必要があります。            2 令和5年以前に贈与を受けた方も対象です。</p>	( <input type="checkbox"/> )
⑤	<p>【I面 適用対象となる増改築等の要件②の1に該当する場合】</p> <p>次のいずれかの書類</p> <p>1 建築確認済証(写)            2 検査済証(写)            3 増改築等工事証明書(原本)</p>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>【I面 適用対象となる増改築等の要件②の2～6に該当する場合】</p> <p>増改築等工事証明書(原本)</p>	<input type="checkbox"/>
⑦	<p>住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(原本)<sup>(注)</sup></p> <p>※ 複数の交付を受けている場合は、その全ての証明書</p>	<input type="checkbox"/>
⑧	<p>【給与所得者である場合】</p> <p>令和6年分給与所得の源泉徴収票</p>	【 <input type="checkbox"/> 】

(注) 「調書方式(債権者が税務署に住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書を提出し、国税当局から納税者の方に住宅ローンの年末残高情報を提供する方式)」に対応した金融機関からの借入れについて控除を受ける場合で、「住宅ローン控除の適用申請書」を金融機関に提出した場合は添付不要です。  
 なお、税務署等の相談会場で計算明細書を作成する場合は、金額の確認できる書類を持参してください。